

医療法人北志会 札幌ライラック病院 訪問リハビリテーション 運営規程

（目的）

- 第 1 条 この規定は、医療法人北志会札幌ライラック病院訪問リハビリテーション（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で訪問リハビリテーションの提供にあたる者（以下「従事者」という）が、主治医に訪問リハビリテーションの必要性を認められた要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第 2 条 事業所の従事者は要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう、利用者の居宅（自宅）において理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
- 2 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第 3 条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- （1）名 称 医療法人 北志会 札幌ライラック病院 訪問リハビリテーション
- （2）所在地 札幌市豊平区豊平 6 条 8 丁目 2 番 1 8 号 札幌ライラック病院内

（職員の職種・員数及び職務内容）

- 第 4 条 事業所に勤務する職種・員数及び勤務内容は次のとおりとする。
- （1）従事者の職種及び員数
- | | |
|------------------|------------------|
| 管理者 医師 | 1 名（常勤 1 名） |
| 病院と兼務 | |
| 理学療法士 | 3 名以上（非常勤 3 名以上） |
| 作業療法士 | 1 名以上（非常勤 1 名以上） |
| 言語聴覚士 | 1 名以上（非常勤 1 名以上） |
| 病院・訪問看護ステーションと兼務 | |
- （2）職務の内容
- 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行い、事業所に対する訪問リハビリテーション利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 従事者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な訪問リハビリテーションを提供する。

（営業日及び営業時間）

- 第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
- 但し、祝祭日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
- （2）営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(利用料)

第 6 条 利用料の内容は次のとおりとする。

(1) 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときはその 1 割の額とする。

(2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次のとおりとする。

※事業所から、片道おおむね 10 km 以上 300 円

上記の費用の支払いを受ける場合には利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、札幌市内豊平区・中央区・白石区・南区の一部とする。

(緊急時における対応方法)

第 8 条 従事者は訪問リハビリテーションの実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情処理)

第 9 条 事業所は、提供した訪問リハビリテーションに関する利用者等からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため苦情処理担当者を置き、改善に必要な調査、措置を講じた上で利用者等に説明するものとする。

(秘密保持等)

第 10 条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、その従事者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、訪問リハビリテーション利用のための市町村、居宅介護支援事業所、その他介護保険事業者、主治医等へ情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意点)

第 11 条 事業所は、妥当適切なサービスを提供するため、行政が行う調査に協力するとともに、行政の指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

2 事業所は、従事者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 5 日間

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人北志会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は	平成 19 年	5 月	1 日	より施行する
	平成 26 年	4 月	1 日	一部改訂
	平成 29 年	7 月	1 日	一部改訂
	平成 30 年	1 月	1 日	一部改訂
	令和 3 年	4 月	1 日	一部改訂